

2011年度
民事訴訟法講義
22
関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 判決の確定
2. 判決の内容的効力（既判力、執行力、形成力）
3. 外国判決の効力
4. 既判力の作用
5. 客観的範囲（114条）・時的範囲（民事執行法35条2項）

判決の形式的確定力（116条）

- 判決に対する通常の不服申立方法がなくなった時に、判決は確定したという。
- 判決が通常の方法ではもはや取り消され得ない状態に入り、これを判決の効力と見て、形式的確定力という。

判決の確定を遮断する通常の不服申立方法
（116条）

- 控訴、上告、上告受理申立て（318条1項）
特別上告（327条1項）は含まれない。
- 手形・小切手訴訟における異議申立て（357条・
367条2項） その後に控訴が可能
- 少額訴訟における異議申立て（378条1項）
その後に控訴の余地がない（380条1項）

確定判決に対する訴え

確定判決を取り消しあるいは変更するためには、特別上告（[327条](#)）のような上訴形式の手段を除外すれば、特別な訴えによらなければならない。次の2つがある。

1. 再審の訴え（[338条](#)）
2. 定期金による賠償を命じた確定判決の変更の訴え（[117条](#)）

羈束力

訴えの提起から判決の確定に至るまでの手続の中で、複数の裁判所が関与する場合に、ある裁判所がした裁判が他の裁判所を拘束する効力。

1. 移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する（[22条](#)）
2. 上級審が原判決の破棄・取消理由とした判断は、下級審を拘束する（[325条](#)3項・裁判所法4条）
3. 原判決が適法に確定した事実は、上告審を拘束する（[321条](#)）

判決の内容的効力

- 既判力 後の訴訟の裁判所を拘束する効力
- 執行力
 1. 狭義の執行力 判決で命じられた義務内容を強制執行によって実現できる効力
 2. 広義の執行力 裁判に基づき公の機関に対して、強制執行以外の方法で、その内容に適合する状態の実現を求めることができること。
例：登記を命ずる判決
- 形成力 判決で宣言されたとおりに法律関係を変動させる効力

仮執行宣言（259条・260条）

- 判決の内容的効力は、判決の確定のときに生ずるのが原則である。判決の内容的効力を判決確定前に発生させ、狭義または広義の執行を可能にするためには、特別の宣言が必要である。その宣言を仮執行宣言という。
- 特に重要なのは、狭義の執行力を発生させるための仮執行宣言であり、通常は、これである。

T. Kurita

7

外国判決の効力（118条、民執法24条）

- 118条所定の承認要件を充足する場合には、日本の判決手続において、日本の裁判所の判決と同様の効力が認められる。
- 執行手続においては、外国判決に基づいて執行するためには、承認要件が充足されていることを確認したうえで下される執行判決が必要である（民執法24条）。

T. Kurita

8

既判力の意義と根拠

- 意義 既判力は、後訴の裁判所に対して、確定判決と矛盾する判断を禁ずる訴訟法上の効果である（通説。別の見解もある）
- 根拠
 1. 必要性 紛争解決という制度目的の実現のために既判力を認める必要がある。
 2. 許容性（正当化根拠） 当事者には、自己に有利な判決を得るために、公正な裁判所において公正な手続で弁論をなす地位が認められている（手続保障）。

T. Kurita

9

制度的効力としての既判力

- 既判力は、紛争解決という制度目的の実現のために、当事者の善意・悪意といった主観的要素を含まない比較単純で明確な要件が充足されると、一律に作用するものである。
- そうでなければ、当事者としては、紛争が解決されたのか否かが不明瞭となり、再訴を誘発することになりやすい。

T. Kurita

10

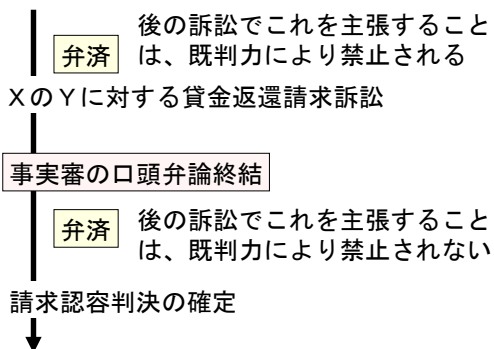
既判力の標準時（基準時）

- 判決主文中の判断は、当事者が裁判の基礎資料である事実を提出することができる最終時点（事実審の口頭弁論終結時）における法律関係についての判断である。
- 既判力の標準時に存在した事由でもって、既判力ある判断を争うことは許されない。
- 既判力の標準時後に発生した事由を主張して、既判力ある判断を争うこと（現在の法律関係が標準時における法律関係と異なることを主張すること）は許される。

T. Kurita

11

図解



T. Kurita

12

既判力の作用

- **積極的作用** 裁判所は、既判力のある判断を審理・裁判の基礎としなければならない。
- **消極的作用** 当事者が既判力のある判断を争うために標準時前の事実を主張することは許されず、たとえ当事者がしても、不適法な攻撃・防御方法として却下される。

T. Kurita

13

前後の訴訟物の関係から見た既判力の作用

- 基本類型として次の3つがある
 1. 同一関係
 2. 先決関係
 3. 矛盾関係
- 既判力の作用の仕方の類型であり、これに限られるわけではない。

T. Kurita

14

同一関係

第1訴訟 X ———— 所有権確認請求 ————> Y



第2訴訟 X ———— 所有権確認請求 ————> Y

T. Kurita

15

先決関係

第1訴訟 X → 所有権確認請求 → Y

第2訴訟 X → 所有権に基づく明渡請求 → Y



矛盾関係

第1訴訟 X → 所有権確認請求 → Y



第2訴訟 X ← 所有権確認請求 ← Y

先決関係と矛盾関係の複合

第1訴訟 X → 所有権確認請求 → Y



第2訴訟 X ← 所有権に基づく明渡請求 ← Y

抗弁で主張される権利関係

第1訴訟 X → 賃借権確認請求 → Y



第2訴訟 X ← 所有権に基づく明渡請求 → Y

私には賃借権がある

T. Kurita

19

既判力ある判断に抵触する判決

- 前訴判決の既判力に反する判決が下された場合には、当事者は上訴によりその取消しを求めることができる。
- 既判力に抵触する判決が確定した後では、再審の訴えによりその取消しを求めることができるが（338条1項10号）、取り消されるまでは、後で確定した判決の既判力ある判断が最新の判断として優先する（同項8号に注意）。

T. Kurita

20

既判力の双面性

請求認容 土地所有者

X → 建物の所有権確認請求 → Y

X ← 建物収去土地明渡請求 → Y

建物は、自分のものではない

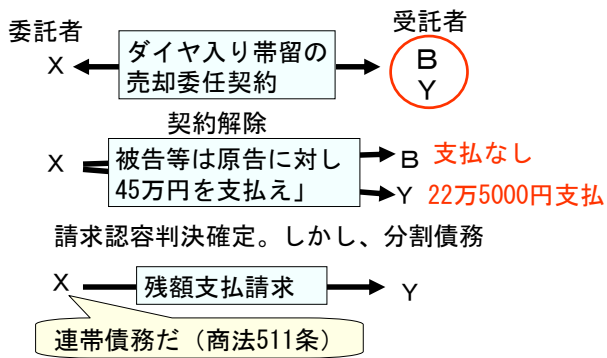
この主張は、前訴判決の既判力により許されない

既判力は、当事者の有利にも不利にも作用する。

T. Kurita

21

最判昭和32. 6. 7 (ダイヤの帯留事件)



22

判旨

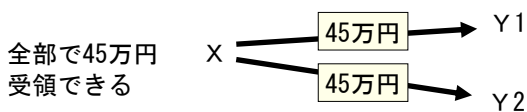
- 債権者が数人の債務者に対して金銭債務の履行を訴求する場合、連帯債務たる事実関係を何ら主張しないときは、これを分割債務の主張と解すべきである。
- ある金額の請求を訴訟物（分割債務）の全部として訴求して、その全部につき勝訴の確定判決を得た後、その請求は訴訟物（連帯債務）の一部にすぎなかった旨を主張して残額を訴求することは、許されない。

T. Kurita

23

請求の趣旨の書き方

- 分割債務の場合
「被告等は原告に対し45万円を支払え」。
- 連帯債務の場合
「被告等は、各自、原告に対し45万円を支払え」



T. Kurita

24

標準時後の形成権の行使

YがXにだまされて、X
に不動産を安く売った

取消権発生

XのYに対する所有権確認請求訴訟

口頭弁論終結・請求認容判決確定

Yが取消権を行使して、判決で認められ
たXの権利を争うことはできるか？

T. Kurita

25

見解の対立

- **遮断肯定説**—判例・通説 標準時に存した取消権を標準時後に行使することは既判力により遮断される。
- **遮断否定説**—少数説（中野説） 標準時後の取消権の行使は、既判力によって遮断されない。債務者側の執行妨害、争訟の蒸返しの策謀は、訴訟上の信義則により封ずれば足りる。
- そのほかにもいくつかの新しい見解がある。

T. Kurita

26

最判昭和55年10月23日

【場面】 売買契約による所有権の移転を請求原因とする買主からの所有権確認訴訟が係属した場合に、

【要件】 売主が右売買契約の詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行使しないで事実審の口頭弁論が終結され、右売買契約による所有権の移転を認める請求認容の判決があり同判決が確定したときは、

【効果】 もはやその後の訴訟において売主が右取消権を行使して右売買契約により移転した所有権の存否を争うことは許されない。

T. Kurita

27

判例・多数説

形成権の種類ごとに、標準時後の行使が既判力により遮断されるか否かを決定する。

1. 遮断される形成権 取消権、解除権、白地手形の補充権（最判昭和57年3月30日。反対の見解も有力）
2. 遮断されない形成権 相殺権、建物買取請求権（最判平成7年12月15日）

T. Kurita

28

既判力の生ずる判断

- 既判力は、**判決主文中**の判断に限り生ずるのが原則である（114条1項）。
- **理由中の判断**には生じないのが原則である。前提問題は当事者間で審判の最終目標とされたものではないから、この点の判断に既判力を認めることは、処分権主義に反する。理由中の判断に既判力を発生させたい当事者は、**中間確認の訴え**（145条）を提起すべきである。

T. Kurita

29

例外 相殺の判断（114条2項）

- 相殺の抗弁について判断がなされた場合に、この判断に既判力を認めないと、**訴求債権の存否**についての紛争が**反対債権の存否**の紛争として蒸し返され、判決による紛争解決が実質的に意味を失う場合がある。
- そこで、一挙にこの点を解決する趣旨で、**反対債権の不存在**について既判力が認められている。

T. Kurita

30

図解

もし α 債権の存在が認められるのであれば、自分の X に対する β 債権と相殺する

X $\xrightarrow{\alpha \text{ 債権支払請求}}$ Y

裁判所が両債権の存在と相殺を認めて、請求を棄却。

X $\xleftarrow{\beta \text{ 債権支払請求}}$ Y

× α 債権はもともとなかったから、 β 債権が相殺により消滅することはない

T. Kurita 31

最判平成10年6月12日

- 金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。
- 訴訟物を異にする場合であっても、後訴が実質的には、敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には、後訴の提起は信義則に反して許されない。

T. Kurita 32

折尾簡判平成14年11月21日

借主 $\xrightarrow{\text{不当利得返還請求}}$ 高利貸金業者

借主 $\xleftarrow{\text{不当利得返還請求}}$ 高利貸金業者

借主 $\xleftarrow{\text{損害賠償請求}}$ 高利貸金業者

敗 高利貸金業者

敗

2つの訴訟において借主とその子が不当な証言・陳述をした

裁判所は、旧訴訟物理論を前提にして第2訴訟の判決の既判力は本訴（第3訴訟）に及ばないとして、貸金業者の本訴提起は信義則に反して許されないと却下した。

T. Kurita 33
